佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年6月13日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成15年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後			
表第1(第3条	関係)		叧	別表第1(第3条	関係)	
事務の種類	根拠規定	決裁事項		事務の種類	根拠規定	決裁事項
略				略		
ストーカー行為等の規制等	項	禁止命令		ストーカー行為等の規制等		<u>警察本部長又は警察署長への事務の委任</u>
に関する法律 (平成12年法 律第81号)に規	成12年法 <u>項</u>		に関する法律 (平成12年法 律第81号)に規			
定する事務	<u>第 6 条第 5</u> <u>項</u>	仮の命令の報告を受けた場合の 意見の聴取		定する事務		
	第6条第6 項において 準用する行 政手続法第 19条第1項	意見の聴取の主宰者の指名				
	第6条第6 項において 準用する行 政手続法第 20条第6項	意見の聴取の期日における審理 の公開及び非公開の決定				

改正前		改正後		
第6条 項にお 準用す 政手続 25条	<u>て</u> 行			
<u>第 6 条</u> <u>項</u> 略	7 仮の命令が不当でないと認めるときの禁止命令	-	略	

別表第2(第3条関係)

事務の種類	根拠規定	決裁事項
略		
佐続する機等政分を関係のでは、というでは、公行ではではではではできません。	略	
を有する事務)		
ストーカー行 為等の規制等	<u>第 4 条第 5</u> <u>項</u>	警察本部長等からの警告に関す る事項の報告の受理
<u>に関する法律</u> <u>に規定する事</u>	<u>第6条第4</u> <u>項</u>	警察本部長等からの仮の命令に 関する事項の報告
<u>務</u> 	<u>第6条第6</u> <u>項において</u>	意見の聴取調書及び報告書の受 理

別表第2(第3条関係)

נית	衣	利が /	
	事務の種類	根拠規定	決裁事項
	略		
	佐賀県行政手	略	
	続条例に規定		
	する事務(公安		
	委員会が行政		
	機関として指		
	導をし、又は行		
	政庁として処		
	分をする権限		
	を有する事務)		

改正前	改正後		
準用する行 政手続法第 24条第3項 刑事収容施設 及び被収容者 等の処遇に関 する法律に規 定する事務 略	刑事収容施設 略 及び被収容者 等の処遇に関 する法律に規 定する事務 略		

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。